

令和7年度版

源泉所得税

実務のポイント



公益財団法人 全国法人会総連合

CONTENTS 目次

第Ⅰ章 給与所得からの源泉徴収

1	源泉所得税のあらまし	3
2	給与所得者の源泉徴収に係る税制改正	4
3	給与を支給するときの税額計算	6
4	アルバイト等に給与を支給するとき	8
5	通勤費の取扱い	10
6	配偶者控除と配偶者特別控除の改正	12
7	納期の特例とは	14
8	会社が源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合	15
9	賞与を支給するときの税額計算	16
10	役員報酬の一部を未払にした場合	18
11	役員報酬を辞退した場合	20

第Ⅱ章 退職所得からの源泉徴収

12	退職金を支給するとき	22
13	勤続年数の計算方法	24
14	死亡退職金を支給するとき	26

第Ⅲ章 支払報酬・非居住者からの源泉徴収

15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
16	外国人労働者に給与を支給するとき	30

●	源泉徴収税額表の使い方	巻末
---	-------------	----

1

源泉所得税のあらまし

Q

源泉徴収制度とは、どのような内容の制度ですか。

A

給与等の一定の所得を支払う際には、その所得を支払う者が所得税額等を計算し、支払金額からその所得税等を徴収して国に納付しなければならないという制度です。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

*

*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和 7 年版）と併せてご活用ください。

2

給与所得者の源泉徴収に係る 税制改正

Q

令和7年度の税制改正では、給与所得者の源泉徴収に関する改正がいろいろ行われたそうですが、どのようになりましたか。

A

主な改正には、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の見直しなどがあります。

1

基礎控除・給与所得控除

基礎控除と給与所得控除は、それぞれ次のようになりました。基礎控除は令和7年、8年の時限的措置と恒久的措置が講じられています。給与所得控除は、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

基礎控除

給与収入金額 ^{*1、2}	基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以後
200万3,999円以下	48万円	95万円	
200万3,999円超 475万1,999円以下		88万円	58万円
475万1,999円超 665万5,556円以下		68万円	
665万5,556円超 850万円以下		63万円	
850万円超 2,545万円以下		58万円	
2,545万円超 2,595万円以下		48万円	
2,595万円超 2,645万円以下		32万円	
2,645万円超 2,695万円以下		16万円	
2,695万円超		0円	

給与所得控除

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5 万円以下	55 万円	65 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額× 40 % － 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額× 30 % + 8 万円	
190 万円超 360 万円以下	収入金額× 30 % + 8 万円	
360 万円超 660 万円以下	収入金額× 20 % + 44 万円	
660 万円超 850 万円以下	収入金額× 10 % + 110 万円	
850 万円超	195 万円	

*1 給与収入金額は、合計所得金額を給与収入換算した金額です。他に所得がある場合は、表の金額とは異なります（次ページ2・3についても同じです）。

*2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 特定親族特別控除

居住者が特定親族^{*1}を有する場合は、その居住者の総所得金額等から、以下の表の金額が控除できる特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の給与収入金額 ^{*2}	特定親族特別控除額
123万円超 150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
155万円超 160万円以下	51万円
160万円超 165万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

^{*1} 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入金額123万円超188万円以下）の人をいいます。

^{*2} 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3 扶養親族等の所得要件

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が以下のようになりました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^{*1} (給与収入金額 ^{*2})	
	改正前	改正後
扶養親族	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

^{*1} 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

^{*2} 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 令和7年分の源泉徴収事務における取扱い

上記の改正は、令和7年分以後の所得税に適用されますが、令和7年分の源泉徴収事務においては、令和7年11月までは現状のまま、12月以後、以下のような流れになります。

- ① 新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員に「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいます。
- ② 「特定親族特別控除」を受けようとする従業員に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出してもらいます。
- ③ 令和7年分の年末調整を行って、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

注 令和8年分の源泉徴収事務においても、基礎控除の引上げについて58万円を超える分（最高37万円）については、年末調整又は確定申告での精算が必要となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。